

ID: 370

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	許可内容の変更の許可		
例規名 根拠条項	名寄市観光キャラクター使用規則 第11条		
例規番号	平成24年規則第39号		
<p>【根拠条文】 (許可内容の変更) 第11条 申請者は、使用許可の決定の内容に関し、その計画を変更しようとするときは、名寄市観光キャラクター使用内容変更許可申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、名寄市観光キャラクター使用許可(変更)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日